



秋労発基 0805 第 1 号

令和 4 年 8 月 5 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 赤 坂 薫 殿

秋 田 労 働 局 長

川 口 秀 人

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定
の必要性の有無について（諮問）

令和 4 年 6 月 28 日付けをもって基幹労連秋田県本部委員長
伊藤 徹 から最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）
第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり秋田県非鉄金属
製錬・精製業最低賃金（平成 2 0 年秋田労働局最低賃金公示
第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 2 1 条
の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。



秋労発基 0805 第 2 号

令和 4 年 8 月 5 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 赤 坂 薫 殿

秋 田 労 働 局 長

川 口 秀 人

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、
その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属
装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 4 年 7 月 8 日付けをもってジェイ・エイ・エム秋田
会長 宮崎 美寿 から最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7
号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり秋田県電子
部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電
気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製
造業最低賃金（平成 2 0 年秋田労働局最低賃金公示第 3 号）の
改正決定に関する申出があったので、同法第 2 1 条の規定によ
り、その必要性の有無について貴会の意見を求める。



秋労発基 0805 第3号

令和4年8月5日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田労働局長

川口 秀人

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定
の必要性の有無について（諮問）

令和4年7月26日付けをもって自動車総連秋田地方協議会
議長 木村 圭 から最低賃金法（昭和34年法律第137号）
第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり秋田県自動車・
同附属品製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示
第5号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条
の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。



秋労発基 0805 第 4 号

令和 4 年 8 月 5 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 赤 坂 薫 殿

秋 田 労 働 局 長

川 口 秀 人

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 4 年 7 月 26 日付けをもって自動車総連秋田地方協議会
議長 木村 圭 から最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）
第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり秋田県自動車
（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成 2 0 年
秋田労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があ
ったので、同法第 2 1 条の規定により、その必要性の有無につ
いて貴会の意見を求める。

令和4年度 秋田地方最低賃金審議会
秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会委員名簿(案)

* 50音順

区分	氏名	現職
公益代表	うすき ともあき 白木 智昭	秋田大学 教授
	ながき かずゆき 長岐 和行	弁護士
	ほりい じゆん 堀井 潤	特定社会保険労務士
労働者代表	いのうえ まさかつ 井上 正克	UAゼンセン 秋田県支部長
	ごとう まさふみ 後藤 正文	JAM秋田 事務局長
	きたう しんゆき 佐藤 伸幸	連合秋田 組織部長
使用者代表	おの ひでと 小野 秀人	(一社)秋田県経営者協会 専務理事
	ときた ゆうじ 時田 祐司	時田電機工業(株) 代表取締役社長
	ほりえ じゆうきゆう 堀江 重久	(株)ホリエ 代表取締役